

設工認申請対象設備の明確化に関する基本ロジック（共通 03、08）

○設工認申請対象設備は、事業指定（変更許可を含む）で担保した事項を実現するための設備および技術基準の要求事項を満足するための設備となる。設工認申請では、これらの設備を各施設の中から網羅的に抽出し、明確にする必要がある。

なお、新規制基準に係る設工認申請書の作成に当たっては、上記により明確化した設工認申請対象設備を、技術基準等の要求事項の変更内容を踏まえて、既認可からの変更の要否（新設、改造、評価の見直し等）を区分した。

○このため、技術基準等の要求事項を明確化した上で、その安全機能（設計要件）の達成に必要な設備（設工認申請対象設備）を、設計情報（設計図書：エンジニアリングフローダイアグラム、構造図等）をもとに抽出した。

○さらに、設工認申請対象設備は、要求される安全機能（設計要件）と重要度に応じて、設工認申請書における記載グレード*を分類する必要がある。このため、以下の観点から抽出された設工認申請対象設備を分類した。

[*仕様表(①)/基本設計方針に個別名称有り(②-a)/同個別名称無し(②-b)]

[仕様表対象設備 (①)]

- ・技術基準等の要求事項を達成するための設備であり、その設備の仕様項目（温度、圧力等）が要求事項達成のためのパラメータとして重要な設備
- ・技術基準等の要求事項を系統として担うもので、当該系統の主流路に該当する設備

[基本設計方針に個別名称を記載する設備 (②-a)]

- ・安全機能を達成するため設置を約束する設備であるが、仕様項目を規定する必要がないもの（仕様表対象以外）

[基本設計方針に個別名称を記載しない設備 (②-b)]

- ・上記以外の設工認申請対象設備

以上の分類方法に係る判断基準を設定し、社内文書（申請対象設備選定ガイド）へ反映の上、設工認申請対象設備の分類を行った。その結果は、申請書の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」（以下、「設備リスト」という）に整理した。

設備リストに記載する設備は、申請書本文との整合性の観点から、仕様表対象設備 (①) および基本設計方針に個別名称を記載する設備 (②-a) とした。

○ただし、上記設備リストについては、仕様表対象とすべき設備の分類の判断基準に曖昧な点があり、仕様表で記載すべき仕様項目の網羅性、機種別の横並びが不十分であった。このため、以下の対応を行う：

・機種ごとの仕様表記載項目および仕様表対象設備の考え方を整理

【→共通 08】

- ✓ 仕様表対象設備となるものが網羅できるよう、各施設に設置されている設備を機種グループ（ポンプ、容器、熱交換器、弁等の施設に共通設備：約 30 種類、各施設固有設備：約 10 種類）に分類する。
- ✓ 機種グループごとに、必要な安全機能（設計要件）を整理することで、記載すべき仕様項目を明確にする。
- ✓ 明確にした仕様項目を「①共通項目」、「②設計条件情報」、「③仕様情報」に分類する。
- ✓ なお、仕様表記載項目の整理に当たっては、発電炉の要目表を参考とする（発電炉は規則やガイドにおいて要目表の記載事項が定められており統一化が図られている。発電炉と核燃料施設の規則の違いは施設の特徴によるものであって根本は同じとの理解）。

・設備の括り方と名称の整理(配管・ダクト)

【→共通 03-01】

- ✓ 設備リストにおいて単位“式”でまとめて表している配管・ダクトを、事業変更許可申請内容との整合性および技術基準への適合性を踏まえた統一的な括り方および名称に見直す。

○上記の技術基準との関連付けや記載グレードの分類等のプロセスを、代表的な系統・設備の色塗り系統図等を用いて説明することで、網羅的に設工認申請対象設備が抽出されていることを示す。 【→共通 03-02～03-04】

○設工認申請対象設備の網羅性の説明結果、審査会合で指摘された記載誤り等の再発防止策、および設工認申請書本文との整合の観点で見直すべき事項を社内文書（設工認申請書作成要領、申請対象設備選定ガイド）へ反映した上で、設備リストを見直す。

以 上